

野洲市まちづくり基本条例推進委員会（第6回）会議要録

平成21年1月16日（金）
コミュニティセンターやす ホール

開会 13時30分

あいさつ

（委員長）

市長からごあいさつをいただきます。

（市長）

ありがとうございます。市長の山仲です。市長就任以来4ヶ月仕事をさせていただいております。

本委員会では基本条例で基本枠が規定された住民投票制度について審議いただいています。「まちづくり」というと広範囲にわたりますが、市民のみなさんがまちの意思決定に参画していただくこと、政策決定、実施、確認といった一連の流れに市民が関わっていただくことが重要になっています。住民投票制度も市民のまちづくりへの参画の一つとして、その役割を果たすものです。

市の意思決定は、市議会が基本であり、その機能が第一にあります。住民投票制度は、議会機能とうまく調整するなかで存立する制度としてご検討いただきたいと思いますので、ぜひ忌憚のないご意見を賜りますことをお願いします。

また、今までにまちづくり基本条例での議論もあり、過去の検討経緯から、論点整理をいただき、審議の蓄積を生かして、制度の大筋を固めていただいたうえで、制度の立ち上げをしたいと考えています。

年度末お忙しいとは存じますが、ご理解のうえご協力を賜りたいと存じます。開会に先立ちましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（委員長）

これまでと同様に予め事前協議会を開催し、意見を出し合い、そのまとめを正式な委員会会議で確認していくというスタイルで、本年も進めていきたい。また、委員として自治連合会長さん、副会長さんに参画いただいているが、任期で交替されることもあるため、市長の話にもあったが、できる限り3月末には制度の骨格として答申できるようにしたい。

さらに、8月くらいには、市民への説明等のパブリックコメントを実施していければよいと思う。

市長も臨席いただいているので、可能な時間まで各委員のみなさんから抱負等ご意見をいただきたい。

～以下各委員～

- ・市民活動の支援というテーマがあったが、300団体という団体の多さ、野洲でのレベルの高さを認識したところであり、答申もさせていただいた。市行政においてしくみづくりについてスムーズに進めていただきたい。

- ・まちづくりについては、孫やひ孫に悪いものを残したくない。高齢のため自分が動けるのはもう少しだけだと思うが、仲良く助け合って野洲市をよくしていただければと思う。
- ・前市長から諮問を受けた委員会なので、市長がお変わりになったらどうなるのかと心配をしていたが、住民投票条例についてはマニフェストにも書かれ、先の話でも具体的に制度について方向を出していただき、更にはこれまでの議論の蓄積を生かすことが大切であるとお話いただき安心した。まちづくり基本条例では市議会で修正可決された規定や、住民投票制度について委員会の議論に委ねられている面もあり、十分に議論しないといけない。専門家にもお聞きしたいこともたくさんあるが、まずは委員会の議論を大切にしたい。
- ・子育て支援活動、障がいを持つ子の親の会で活動している。小さなグループとしての活動だが、この委員会での議論を身近な人に伝えて、関心をもってもらいたいと思う。
- ・県内で活動しているが、もっと市内のメンバーを募っている。また、大きな記念行事を開催していきたい。
- ・国際協会の広報や聴覚障がい者の情報を保障するサークルで活動している。大切なまちづくりの制度づくりの仲間に入れていただき、市民一人一人が参加していくことの大切さや、自分のまちをよくしていこうと思う人を増やしていくことの重要性を感じている。安心して私たちが暮らしていけるのは様々な制度があるからであり、そのことを友人など身近な人にもっと話していきたい
- ・自治会長として2年になるが、自治会長は昔と比べると仕事量が多くなっている。まちづくりの重要な部分を担っているという認識とともに、自治会には、行政の一部をお預かりしているという面がある。様々な意見や苦情などもあり、今後益々住民の要求も多様になっていくので、力を注いでいきたい。
- ・市民・議会・行政の協働をまちづくりのベースにした野洲市が生まれ、それを受けた「市民活動促進計画」や「まちづくり基本条例」の検討に参画してきた。先行自治体例を参考にすることも必要ではあるが、先例を範例とすることなく、まずは野洲のために自らが考え、野洲独自のものをつくりあげるといった視点を大切に議論してきた。過去の検討経緯では反省するところもあると思うが、本当に市民のための条例として、幅広く市民みんなに理解していただけるわかりやすい実行できるプランとして検討していきたい。

協議事項

検討スケジュールについて

- ・H20年12月定例会における住民投票制度に関する一般質問と答弁の要旨について確認する。

< 質問要旨 >

まちづくりに対して、市民の参加を具体的に保障する住民投票条例の制定が課題である。まちづくり基本条例提案時の市の基本的考えは、まちづくりに市民が幅広く参加することを目標として投票年齢は16歳、また、常設の住民投票制度規定であることを表明されていたが、投票実施条件も含め、市長の認識・見解はどうか。また、住民投票条

例制定・施行はいつになるのか。

< 市長答弁要旨 >

住民投票制度は、市政に関する重要事項の中で、直接、住民全体の声を聞いて判断すべきものについて意思決定するのに有効な手段であり、住民投票条例は、その権利を行使するための具体的な手続きを定める重要な条例である。

住民投票制度を確立することによって、市民の皆さんの市政に対する関心が一層高まり、まちづくりへの参加を促すとともに、住民自治が発展していくものと考えている。

現在、まちづくり基本条例推進委員会において、住民投票制度の論点を整理し、投票資格要件や発議要件など審議いただいているところである。

課題としては、市民に適正な判断を可能にする公正で中立的な行政からの情報提供のあり方、市民が自分たちの思いを投票運動として訴えられるかどうか、そして、永住外国人や資格年齢など投票資格要件があるといわれている。

今後は、委員会から答申をいただいた後、条文化して、遅くとも、来年の12月定例市議会へ提案させていただきたいと考えているので、市民、議員をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

- ・委員会において、3月末から4月上旬にかけて答申する。
- ・委員会の審議状況について、市行政から委員会の審議経過をとりまとめ、市議会へ報告していく。
- ・5月から7月にかけて、市行政において条例素案を作成する。この際には、法的整合など学識経験者のアドバイスを得て、委員の代表も参画いただいたうえで引き続き条例を確認していく。
- ・行政においては、答申を受けてから素案づくりをするのではなく、委員会の検討にあわせて素案づくりに着手されたい。
- ・8月、9月にはパブリックコメントが実施されるが、基本条例検討時には、各学区などで意見交換がなされてきた。一つの提案であるが、学区や各種団体などにも総合的に意見を求めていくことも必要ではないか。
- ・条例案などのパブリックコメント制度は、市ホームページなどを通じて、市行政が作成した条例等について周知し、市民から幅広く意見を募集し、意見反映していこうとする制度であり、まちづくり基本条例制定時にも実施されたが、学区や団体等への説明については、これとは別「協働キャラバン」と題して実施されたものである。
- ・答申に至る審議については、条例案の条文ではなく、論点を整理した制度の考え方を答申していくためのフレームを検討していくことでよいのか。
- ・検討委員会では基本条例素案を報告いただいたが、今回の諮問事項は、住民投票制度についてであるため、主要な論点をまとめていくものとする。
- ・条例素案(条文づくり)について、市行政において検討をしていく。その検討に際しては、委員として参画していく。
- ・推進委員会は、素案づくりについては、代表だけが参画するのか、全員が参加してもよいのではないかと。

～委員代表で検討に参画していくことを確認～

- ・パブリックコメントは、市だけでやるのではなく、各種説明会など委員会として検討していく。

1. 住民投票制度について

第1.なぜ、住民投票制度が必要なのか？～住民投票制度の意義について～

市の意思決定に住民の総意を反映させること

- ・市の意思決定に住民の総意を反映させるために、まず議会制度がある。選挙で市民が選んでいるのに、なぜ住民投票制度が必要なのか、ということが主要な論点である。
- ・市の意思決定に住民の総意を反映させるために市議会がある。「市議会議員の選挙の投票率が低く投票者数が少ないから住民全体の総意ではない。」ということではない。
- ・市民の意見が二分していずれか決めかねている場面を想定し、課題が発生したときに、住民投票に付すというものである。
- ・紛争解決のための一つ的手段であることがはじまりであり、広義の解釈として、まちづくりの課題に対して、住民の総意を反映しようとするものである。

市議会や市長の固有の権限を侵すものではなく、間接民主制を補完するものである。

- ・制度の意義としては、意思の一致が見出せない重要事項が発生したときに、その方向性を確認するために必要な補完的な制度である。
- ・重要事項となる課題について、第一に市議会の議論があるが、市議会では住民の総意とかけ離れていくという事態もありえる。
- ・選挙では、人や政党を選ぶが、住民投票では一つの課題だけについて確認しようとする手段であることから、間接民主制を補完するものである。

投票結果の尊重義務について

- ・住民代表による市議会の決定が一番である。まちづくりは、対等な立場で市民、市議会、市行政が関わるのが原則であり、投票結果を「尊重する」ということについては、大きな意味がある。
- ・「尊重」という言葉は便利に使われていると思われる一方で、投票結果に強制力を持たせることもできない。
- ・市議会議員選挙で全てのことを議員に白紙委任したものではない。また、全ての事項について住民の総意の確認が必要ではなく、あくまで意見が二分するような重要事項について住民投票によって確認していこうとするものである。さらに、その結果は「尊重する」という規定があり、議会制度を否定、軽視するものではない。そのことが前提にないと制度の議論もうまく進まない事態も考えられる。
- ・「尊重する」という表現が法的にも限界であり、後は信頼関係である。

- ・ 尊重したかどうかについての経過報告が必要である。市議会、市長がその結果を受け止め十分に検討したうえで判断していくものである。
- ・ 尊重した結果については、市の意思決定に際しては住民に対する十分かつ明確な説明責任を果たす必要がある。
- ・ 投票結果を尊重するという点については、多くの法律解釈や通説があり、市行政でそうした事例を明示し、解説していくことでわかりやすくなるのではないかと。

第2 なぜ、今、制度化が必要なのか？～常設型と非常設型の制度について～

- ・ 常設のデメリットとしては、頻繁に住民投票の発議が行われ市政が混乱するのではないかと、いった危惧があるが、発議の署名要件など、総合的に制度設計しておくことでクリアされるものである。
- ・ 常設と非常設のパターンを確認するため、この論点の設定をしたものだが、これまでの議論の経緯からみて、常設型の住民投票制度が必要であることは明白である。
- ・ 課題となる重要事項が発生してから条例をつくるというのではなく、まちづくり基本条例の議論の熱もあり、いつでも対応できる制度を今から検討して準備しておくことが望まれている。
- ・ 住民投票制度の議論の前提は、常設型の住民投票制度である。

2. その他

- ・ 2月の月上旬に事前協議会を開催し、残りの論点について議論のうえ、まとめを確認していきたい。
- ・ 次の第3の論点の「投票の対象となる重要事項」について、例外規定や具体例をあげていくのは限界があり、他自治体の例をみても抽象的な位置づけとなるのではないかと。
- ・ 市議会との議論の接点について、意見交換をどのように持つべきか難しい課題だが、市議会からの意見があれば委員会へご報告いただけるように願う。

閉会 15時40分